

松山市立桑原中学校のエレベーター運用規定について

1 運用目的

車椅子利用者や、怪我などで階段の昇降が困難な生徒や教職員、来校者の移動を補助することを主な目的とします。

2 利用制限

健常者による安易な利用を制限し、混雑や故障を防ぎます。

3 利用対象者

- ・ 車椅子を利用している者
- ・ 松葉杖やサポーターを装着するなどして、階段昇降や歩行が困難な者
- ・ 妊娠中の者
- ・ 階段で運搬が困難な重い荷物を持つ者
- ・ その他、来校者等で校長が認めた者

4 利用申請と許可

無秩序な利用を防ぐため、事前の申請と許可制度を設けます。エレベーター利用を希望する生徒が、保護者を通じて学校に相談します。

5 利用上のルール

エレベーター内での事故や故障を防ぐため、ルールを定めます。

(1) エレベーターの定員（乗員数および積載量）を厳守してください。

(2) 禁止事項

- ・ いたずらや不適切な利用の禁止
- ・ 非常停止ボタンや開閉ボタンのいたずら操作の禁止
- ・ 駆け込み乗車の禁止

6 緊急時の対応

エレベーターに閉じ込められた場合の対応方法について、非常ボタンを押してインターホンで職員室と連絡を取ることができます。

7 鍵の管理

(1) 管理者は教頭です。

(2) 鍵の貸出は、管理職の許可を得てください。

8 管理・点検

安全性を維持するための定期的な点検を行います。

(1) 教職員による日常的な動作確認を実施します。（管理責任者は教頭）

(2) 専門業者による法定点検を定期的に行い、記録を残します。

(3) 故障発生時の連絡先（専門業者）をエレベーター内に掲示しておきます。